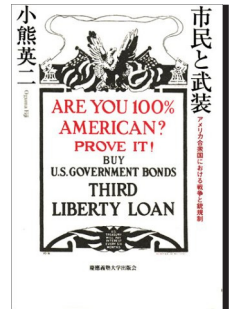


REVIEW ESSAY

小熊英二、2004

『市民と武装——アメリカ合衆国における戦争と銃規制——』

慶応大学出版会



「アメリカ」という逆説

——小熊英二『市民と武装』を読む——

明戸 隆浩

1 はじめに——「アメリカ」がもつ逆説——

一読して、「アメリカ」がもつ逆説を、あらためて強く感じた。

本書は、『単一民族神話の起源』（小熊 1995）『〈日本人〉の境界』（小熊 1998）『「民主」と「愛国」』（小熊 2002）といった一連の大著で知られる、小熊英二のアメリカ研究である。本書に収録された2つの論文は、1992年から93年にかけてという比較的早い時期に書かれたものだが、歴史を常に逆説を含んだものとして見る、という小熊の基本姿勢は、すでに本書にもはっきりと現れている。こうした意味で、日本とアメリカというフィールドの違いこそあれ、小熊の歴史記述の原点が、ここにあると言っていいだろう。

「アメリカ」がもつ逆説は、本書に収録されている2つの論文いずれにおいても、鋭く指摘されている。第1論文「市民と武装」で描かれるのは、一方で自由主義や民主主義と結びつく

市民武装の理念が、もう一方で戦争を無制限なものとし、マイノリティの武装権を否定するという逆説だ。第2論文「普遍という名のナショナリズム」で描かれるのは、一方でアメリカの統合の基礎を民主主義に置く「アメリカナイゼーション運動」や「文化多元主義」が、もう一方でアメリカの第1次世界大戦参戦を肯定するという逆説だ。

こうした逆説は、どちらも読者に対して重要な課題を突きつけるものだと言えるだろう。ここでは、これら2つの逆説を念頭に置きつつ、2つの論文を順に検討し（第2節、第3節）、その上で、本書全体の射程を示したい（第4節）。

2 第1論文「市民と武装」を読む

第1論文の概略は、冒頭で小熊が述べているように、「市民武装の理念」の内容を把握したのち、そうした理念がもつ問題点を2点にわたって示す、というものだ。ここではこの順序に

従って、内容を確認していくことにする。

「市民武装の理念」の核心にあるのは、市民は自らの国家ないし共同体を守るために武装すべきだ、という考え方だ。この理念を権利として定式化しているのが、アメリカ憲法の修正第二条である(11)。そして小熊によれば、この理念の背後には、2つの考え方があるという。1つは、市民を、自らの財産を所有し、自らの意志で武装する存在として、位置づける考え方だ。小熊はこれを、「自由主義」の伝統として規定する(13-7)。そしてもう1つは、市民を、共同体を守るために武装する義務をもち、またそれゆえに共同体の政治に参加する権利をもつ存在として、位置づける考え方だ。こちらは小熊によって、「民主主義」の伝統として規定されている(18-9)。

小熊によれば、この理念は2つの問題点をもつ。第1の問題点は、この理念が戦争を無制限なものとする、ということだ。市民武装の理念が登場する以前の戦争は、貴族と貴族に雇われた傭兵によって行われるものであり、そこには敵味方を超えて共有されるルールと、それに基づく駆け引きや妥協があった。これに対して市民武装の理念は、そうしたルールも、駆け引きや妥協も認めなかった(24-32)。この理由について小熊は明確には述べていないが、先にまとめた市民武装の理念をふまえて言えば、ここでは「自らの国家や共同体を守ること」、つまり「自衛」が戦争の目的となったためだと考えられる。そうした戦争においては、自衛に成功するかどうかすべてなのであり、妥協や駆け引きはありえない。そしてこうした戦争観は、必然的に戦争を無制限なものとした。

第2の問題点は、この理念が「エスニック・マイノリティ」、具体的には「先住民」と「黒人」

に武装権を認めなかった、というものだ。まず先住民は、アメリカという植民者の共同体には属さないという点で、「市民」ではないとされた。また黒人は、法的には所有者の財産だとされ、したがって財産の所有者ではないという点で、「市民」ではないとされた。そして、市民武装の理念は、先に見たように市民が武装すべきだとする理念だから、以上の帰結として、先住民と黒人は武装する権利をもたない、ということになる(33-42)。

*

「近代市民社会が正の価値としてきたものにその起源をもっている」(60)市民武装の理念が、戦争を無制限なものとし、マイノリティの武装権を否定する。興味深い逆説だ。そしてこの逆説は、小熊が焦点を合わせている歴史的な議論に関して言えば、基本的に妥当なものだと思う。しかし、違和感を持った部分がないわけではない。それは、論文の冒頭および末尾で提示された、現在における銃規制の問題に対して、こうした歴史的な議論がもつ意義についてだ。もちろん、歴史的な議論はそれ自体として十分に完結しうる。しかし、小熊はここでの議論を、1992年のバトンルージュの事件から説き起こし、最終段落では「今日において、武器は規制されるべきだろうか」(60)と問うている。こうした点をふまえるならば、小熊の議論が現在の問題に対してどのような意義をもつかについて検討することは、必ずしも無理な課題ではないだろう。

まず確認しておくべきことは、小熊による歴史的な議論が、おもに「軍隊」あるいはそれによって行われる「戦争」という、対外的な暴力行使との関連で行われている、ということだ。

このことは、先に見た、小熊が指摘している2つの問題点を思い起こすことによって、確認できる。たとえば小熊は、市民武装の理念が戦争を無制限なものとする、と指摘していたが、言うまでもなく、ここでは市民武装の理念が、戦争という対外的な暴力行使との関連で批判されている。また小熊は、市民武装の理念が「先住民」と「黒人」に武装権を認めない、という点も指摘していた。これは、それ自体としては戦争や軍隊への言及ではないが、実際に記述されているのは「黒人」を軍隊に加入させるべきかという問題であり、その意味でやはり対外的な暴力行使を念頭に置いたものだ。こうした意味で、小熊が指摘している問題は、いずれも対外的な領域で生じていると言える。言い換えれば、先に見た逆説が成り立つのは、あくまでも対外的な領域においてである。

しかしこれに対して、現在における銃規制の問題は、対外的な暴力行使との関連で議論されることはほとんどないように思われる。その背景として考えられるのは、小熊も指摘しているように、軍事技術の発達だろう(56-7)。現在の軍隊は、銃よりもはるかに破壊力のある兵器から成り立っている。このことは、対外的な暴力行使に関連する理念としての市民武装の意義を、相対的に小さくする効果をもつだろう。もちろん現在においても、戦争や軍隊を念頭に置いた上で銃所有を主張する議論がありえないわけではない¹。しかし、銃の所有と現在の軍隊とのあいだに、200年前には考えられなかった乖離があるということは、否定できない事実である。

では、市民武装の理念は、兵器の発達とともにその意義を失うのだろうか。小熊自身は、そうした方向を示唆しているようだ(61)。し

かしそうした方向に議論を進めてしまうと、1992年のバトンルージュや1999年のコロンバインの事件をふまえてなお、アメリカがこの理念を保持し続ける理由が見えてこないように思われる。ここではむしろ、市民武装の理念が意義を失うのは、あくまでも戦争や軍隊という対外的な暴力行使と関連づけられた場合に限られると考えるべきだろう。実際、市民武装の理念が関わるのは、戦争という対外的な暴力行使だけではない。市民武装の理念は現在において、対内的な暴力行使の制度である「警察」とも、大きな関わりをもっている。たとえばバトンルージュの事件は、自らの家の敷地内に侵入した「不審者」を、誤って射殺してしまった事件だが、これは通常ならば警察が行ったかもしれない暴力の行使を、「市民」が自ら行使した事件だと考えることができる。現在のアメリカにおける銃所有の問題は、国家や共同体の防衛といった対外的な問題としてよりも、むしろこういった対内的な、あるいは日常的な問題として生じるのだ。

評者が本論文に違和感をもつのは、まさにこの点である。すでに述べたように、小熊はこのバトンルージュの事件に言及し、また現在の銃規制についての問題提起も行っている。しかし、本論文での小熊の歴史的な議論は、対外的な暴力行使との関連で市民武装の理念がどのような問題を孕んでいるかを指摘するものではあっても、警察や治安維持という対内的な問題との関連で市民武装の理念がどのような問題を孕んでいるかということについて指摘するものではない²。このことは、現在の銃規制をめぐる論争が、対外的な暴力行使に関連するものとしてよりも対内的な暴力行使に関連するものとして行われていることを考えると、見過ごせない問題であ

るように思われる。小熊の歴史的な議論が、現在の銃規制をめぐる論争に対して一定の意義をもつためには、対内的な暴力行使としての市民武装の理念が、歴史的にどのような問題を生んできたのかを見ることが、不可欠なのではないだろうか³。

こうした意味で、先に引用した「今日において、武器は規制されるべきだろうか」(60)という問いは、本論文の射程に即して考える限り、やはりやや勇み足であるように思う。しかしその一方で、こうした問いが重要であることは論を待たない。こうした問題提起を受け、かつ、小熊が指摘している対外的な暴力行使の理念としての市民武装の限界をふまえた上で、対内的な暴力行使の理念としての市民武装の限界を画定すること、これが、本論文のあとに残された課題だと言えるだろう。

3 第2論文「普遍という名のナショナリズム」を読む

第2論文の概略は、やはり冒頭で小熊が述べているように、「アメリカナイゼーション運動」の思想的背景および「文化多元主義」の思想内容を把握したのち、そうした思想と第1次世界大戦時のアメリカ参戦論との関係を検討する、というものだ。ここでもこの順序に従って、内容を確認していくことにする。

小熊によれば、「アメリカナイゼーション運動」の思想的背景は、同化主義である。同化主義とは、アメリカの統合の基礎をアメリカ文化に置き、かつ、そうした文化を後天的に習得可能だと考える思想だ(92-3)。そしてこのアメリカ文化は、「英語」「アメリカ史」「民主主義」といったものによって構成されると考えられた

(98-104)。こうした思想を支持した論者として、小熊はセオドア・ルーズベルト、ウッドロー・ウィルソン、フランセス・ケラーを挙げている。これに対して「文化多元主義」は、たとえばホレス・カレンにおいては、文化をエスニック集団に依存する生得的なものにとらえ、アメリカの統合の基礎を(文化ではないものとしての)「民主主義」に求める思想として現れる(113-6)。またランドルフ・ボーンは、文化を生得的なものとは考えなかったが、文化の多元性が社会を豊かにすると考え、カレン同様アメリカの統合の基礎を「民主主義」に求めた(116-9)。さらにジョン・デューイも、エスニック文化と民主主義の重要性をともに強調した(128-31)。

そして小熊は、アメリカナイゼーション運動を支持した論者も、文化多元主義を支持した論者も、その多くが第1次世界大戦への参戦を支持したことを指摘する。たとえばウィルソンは、「世界に民主主義を確保するため」にアメリカは参戦すべきだと主張した(125-6)。またデューイも同様に、アメリカの参戦を「民主主義を守る戦い」として位置づけた(131)。さらに、アメリカ参戦の肯定という点では、カレンも同意見であった(131)。また小熊は、こうした論者のほとんどが、参戦と並んで国際連盟の設立も支持していた、と指摘している(126-31)。

*

アメリカの統合の基礎を民主主義に置く「アメリカナイゼーション運動」や「文化多元主義」が、戦争支持へと結びつく。第1論文同様、興味深い逆説である。しかし第1論文とは異なり、ここで示された逆説は、若干強引な点を含

んでいるように思われる。ここではこのことについて、慎重に検討していくことにしたい。

まず確認しておくべきことは、「アメリカナイゼーション運動」あるいは「文化多元主義」を支持する論者の多くが、「民主主義」に言及しているということだ。彼らにとって、民主主義はアメリカ統合の基礎である。そしてこのことは、文化を各エスニック・グループと結びつけたためにアメリカの統合の基礎を民主主義に求めるしかなかった文化多元主義はもちろん、英語やアメリカ史といったアメリカ文化への統合を強調したアメリカナイゼーション運動についても当てはまる。一方、第一次世界大戦へのアメリカ参戦論や、国際連盟の設立を支持する議論の多くも、「民主主義」に言及する。実際、アメリカ参戦を正当化する場合も、国際連盟の設立を正当化する場合も、どちらの場合ももっとも重要な論拠となるのは「民主主義を守る」という目的だ。こうした意味で、「アメリカナイゼーション運動」「文化多元主義」と「参戦論」「国際連盟設立論」は、「民主主義」という構想を介して、一定の関係にあると言える。

しかしこれだけでは、「アメリカナイゼーション運動」ないし「文化多元主義」が、参戦および国際連盟設立支持に必然的に結びつく、とは言えない。このことが成り立つためには、少なくとも次の3つの前提が必要であるように思う。

第1の前提は、「アメリカで成り立つことは世界でも成り立つ」という前提だ。「文化多元主義」は統合の基礎として民主主義を擁護するが、そこで言及される民主主義は、アメリカの民主主義でしかない。これに対して、「参戦論」や「国際連盟設立論」が主張されるとき、そこで言及される民主主義は、世界の民主主義だ。

これらを結びつけるためには、何らかの前提が必要となる。そしてそうした前提に当たるのが、「アメリカは世界連邦のミニチュアである」(118)というボーンという言葉に代表されるような、アメリカの状況と世界の状況を類比的に語る言説だ(この点については、デューイ(130)もカレン(131)も同様の立場をとっている)。これは一般的に言えば、「アメリカで成り立つことは世界でも成り立つ」という前提だと言えるだろう。これによって、「アメリカの統合に民主主義が必要ならば、世界の統合にも民主主義が必要だ」という考え方が導かれるわけだ。こうした考え方は、アメリカを基準に世界を認識するという点で、「アメリカ中心主義」と呼ぶことができるだろう。

第2の前提は、「国際連盟設立論」にのみ関わるものだが、「国際連盟の設立は、世界の民主主義の成立に貢献しうる」というものだ。これは、一見すると不必要な前提であるようにも思えるが、実はそうではない。なぜなら、ここまで見てきた何人かの論者のうち、ランドルフ・ボーンが、まさにこの点を否定しているからだ。そしてその理由は、上からの「社会制御」によっては、民主主義は実現し得ないというものだ(136)。こうしたボーンの主張をふまえるならば、文化多元主義が国際連盟設立を支持するためには、この「社会制御」という前提もまた、欠かすことができない。

第3の前提は、「参戦論」にのみ関わるものだが、「アメリカは世界に貢献すべきだ」という前提だ。これは具体的には、ウィルソンの参戦論の前提となった「国際主義」である(126-7)。そして、先に確認した「世界の統合には民主主義が必要だ」ということをふまえると、「世界に貢献する」ことの実態は、「世界の民主主義

に貢献する」ということだと考えることができる。ここから得られるのは、「アメリカは世界の民主主義に貢献すべきだ」という帰結だ。ここに、世界の民主主義に貢献するには戦争という手段をとるしかない、という前提が加わったとき、ようやく、アメリカの参戦が正当化されることになる。

このように見てくると、「アメリカナイゼーション運動」ないし「文化多元主義」が参戦および国際連盟の設立を支持する、という小熊の議論は、かなり簡略化されたものだということがわかってくる。まず、参戦・国際連盟設立いずれを主張する場合も、「アメリカ中心主義」すなわち「アメリカで成り立つことは世界でも成り立つ」という前提を置くことが不可欠である。また「国際連盟設立論」について言えば、こうした議論を正当化するためには、「国際連盟の設立は、世界の民主主義の成立に貢献しよう」という「社会制御」の思想を前提とする必要がある。さらに「参戦論」について言えば、こうした議論を正当化するためには、「アメリカは世界に貢献すべきだ」という「国際主義」を前提とする必要がある。そしてここで重要なことは、ここで示した「アメリカ中心主義」「社会制御」「国際主義」という3つの思想は、それ自体としては、「アメリカナイゼーション運動」や「文化多元主義」には含まれないということだ。これらの思想は、それぞれ単独でも成り立つし、また場合によっては結合しうる。

以上のように、「アメリカナイゼーション運動」「文化多元主義」と「参戦論」「国際連盟設立論」の関係は、小熊が示唆しているほど単純なものではない。小熊がとくに強調しているのは文化多元主義と参戦論との関係だが、むしろそこで重要な働きをしているのは、「アメリカ

で成り立つことは世界でも成り立つ」というアメリカ中心主義と、「アメリカは世界に貢献すべきだ」という「国際主義」である。「文化多元主義」と「参戦論」の関係を明確化するためには、この2つの思想を、より詳しく検討する必要があるように思われる。

4 第3の逆説

——アメリカが戦争をする理由——

以上、第1論文第2論文それぞれについて、小熊が示しているアメリカという逆説が、どのような内実をもったものかを見てきた。最後に、それぞれの論文を超えて、本書全体が提示している（と考えられる）第3の逆説を確認することで、本稿の締めくくりとしたい。

評者は、本書を構成している2つの論文のあいだには、1冊の本に収録された2つの論文ということ以上の関係がある、と考えている。小熊自身は、先に第2論文「普遍という名のナショナリズム」が書かれ、それを部分的にふまえるかたちで、第1論文「市民と武装」が書かれた、という執筆の順序と、どちらもアメリカを対象とするものである、ということのほかには、取り立てて両者の関係を説明してはいないから(175-7)、以下は評者の見解にすぎないが、次のことが言えるのではないかと思う。それは、本書全体が、アメリカがもつもう1つの、そして最大の逆説を、見事に描き出しているということだ。

この逆説は、本書が一貫して追究している「戦争」の問題、より厳密に言えば戦争に対する理由付けの問題に関連している。アメリカが戦争を行う際の理由付けとしてまず想起されるのは、何と言っても前節で抽出した「アメリカ

中心主義」および「国際主義」だろう。「アメリカで成り立つことは世界でも成り立つ」というアメリカ中心主義は、アメリカにとって「正しい」戦争は、世界にとっても「正しい」戦争なのだという帰結を導きやすい。また、「アメリカは世界に貢献すべきだ」という意味での国際主義は、貢献の手段が戦争しかないとなった場合、たやすく戦争を正当化しうる。こうした点で、「アメリカ中心主義」と「国際主義」は、アメリカが自らの戦争に対して理由付けを行う際の、重要な資源となってきた。

しかし実際には、こうした理由付けは、一つの理由付けにすぎない。アメリカが戦争をする際の理由付けとして他に見落とせないのは、第1論文で示された「市民武装の理念」の延長にある「自衛」という理由付けだ。市民武装の理念は、それ自体としては、市民が自らの国家や共同体を守るために武装すべきだという理念以上のものではない。しかし、自らの国家や共同体を守るという理念は、そのまま、戦争に対する理由付けとしても機能しうる。そしてこうした理念は、小熊が指摘していたように、まさに「自衛」であるがゆえに、ときに無制限な戦争さえ正当化しうる可能性をもっている。

アメリカと世界を同一視し、世界に貢献するために戦争するアメリカと、自らを外部から守るために戦争するアメリカ。これが、本書が密かに提示している、アメリカの第3の逆説だと、評者は考える。もちろん、これら2つの理由付けは一応両立可能なものであり、ゆえに「逆説」という言葉を強く解釈した場合、その定義からやや外れるという指摘もあるだろう。けれども、この2つのアメリカは、時として「逆説」として認識されるし、その意味で「弱い」逆説と位置づけることができる。このことについては、

あらためて小熊の議論に戻ることによって、確認することにしよう。

ここで扱いたいのは、第2論文に「補論」として付された、「ネオコンについて」という論考だ。そこで小熊は、20世紀のアメリカの戦争が「アメリカは世界に貢献すべきだ」という「国際主義」に基づくものだったのに対し、それに対する反戦論はおもに「孤立主義」的な立場からなされた、というアロンゾ・ハンビーの議論を紹介した上で、「ネオコン」はそこでどのように位置づけられるのか、と問うている(157)。(ここでいう「孤立主義」とは、「国際主義」と対立する思想であり、端的には「国際主義」の否定として、つまり「アメリカが世界に貢献する必要などない」という主張として現れる。)そしてこの問いに対する小熊の答えは、「ネオコン」の存在は、そうしたイデオロギー対立がすでに流動化している兆候なのではないか、というものだ。

こうした小熊の立論に対しては、大雑把な方向としては、基本的に異論はない。しかし、先に示した第3の逆説をふまえて、ここでどうしても指摘しておきたいことがある。それは、「ネオコン」を把握するにあたって重要なことは、彼らが参戦論者か反戦論者かということではなく、彼らが自らの立場に対して行う理由付けだということだ。とりわけここで注意しなければならないのは、「孤立主義」と反戦論の関係である。確かに、孤立主義は国際主義的な参戦論を批判するし、その限りにおいて反戦論を展開することもある。しかしこのことは、孤立主義が常に反戦論を採用することを意味するわけではない。実際、孤立主義が、先に示した第3の逆説のうち、「自衛」の理念によって戦争を正当化することは十分に考えられる事態である。

自衛の理念は、そこではたとえば「アメリカを守るには戦争しかない」といった主張として現れるだろう。世界よりもアメリカが大事なのだという孤立主義は、いともたやすく、大事なアメリカのためには戦争もする、という主張へと移りうるのだ⁴。

このように考えると、「ネオコン」の位置づけも、おおよそのところは把握することができる。「ネオコン」という思想が大々的に語られるようになったのは、言うまでもなく2001年9月11日以降のことだ。その後アメリカは、アフガニスタン、イラクと、2回大きな戦争を実行している。ここで、参戦論か反戦論かが重要だということになると、ネオコンの位置はよくわからなくなってしまうだろう。しかし、戦争の理由付けが問題であるのならば、話は全く違って来る。一方にあるのは、「自衛」という理念、戦争をしなければアメリカが危ない、という主張である。アフガニスタンについては、とくにこうした要素が強かったと言えるだろう。またイラクについても、9.11以降に急激に高まった「自衛」の理念を、最大限に利用した戦争だと位置づけられる。しかしもう一方に、「世界に貢献する」アメリカの、中途半端な縮約版とでも言うべきものがあるということも、忘れてはならない。アフガニスタンならばタリバン、イラクならばフセインが、圧制の象徴として提示され、アメリカはそれらを打ち破って民主主義をもたらす存在として位置づけられるのだ。そして実際アメリカは、アフガニスタンにおいてもイラクにおいても、不十分ながら「民主化」を目指している。こうした意味で、「ネオコン」に象徴される9.11以降のアメリカの戦争は、まさにこれら2つの理由付けの、複雑な絡み合いによって基礎づけられているのであ

る。

このように、現在のアメリカを象徴しているのは、こうした第3の逆説である。つまりここでは、アメリカは一方で世界に貢献すべく戦争をし、もう一方で自分の国を守るべく戦争をする。こうしたアメリカ自身に関する逆説、いわばアメリカという逆説は、もちろん両立不可能なものではない。けれども同時にこの逆説は、現在の世界を不透明なものにするには十分であるように、評者には思われる。本書が全体を通して垣間見せてくれるのは、そうしたアメリカという逆説の、ひとつの像にほかならない。

注

¹ たとえば、たとえ現在の軍隊が銃よりも破壊力の大きな兵器から成り立っていると、どんなものであれ日常から武器に慣れ親しんでおくことが重要だ、という主張をすることは、まったく考えられないことではない。

² 第1の問題点、すなわち市民武装の理念が戦争を無制限なものとする、という問題については、最終節で「戦時においても平時の犯罪等においても、無意味な殺し合いを生み出した」(60)という、バトンルーージュのような日常的な問題をも包括するような定式化がなされている。しかし、ここで言われている「犯罪等」は歴史的な分析に組み込まれていないので、歴史的な裏づけのある「戦時」と並列させることには疑問がある。

³ たとえば、郊外に住む「白人」が街に住む「黒人」の侵入を防ぐために銃で武装する、というような事情がよく指摘されるが、このことは、小熊が検討しているマイノリティ排除の問題と関わりながらもやや異なる問題として、考えるべきものだと思う。

⁴ また同様に、「アメリカが世界に貢献する」とい

う理念も、常に参戦論を帰結するわけではない。こうした理念に基づく反戦論、たとえば「アメリカが戦争を行わないことこそが世界に貢献することにつながる」といった主張は、十分に想定可能である。

文献

- 小熊英二, 1995, 『単一民族神話の起源——〈日本人〉の自画像の系譜』新曜社.
小熊英二, 1998, 『「日本人」の境界——沖縄・アイヌ・台湾・朝鮮 植民地支配から復帰運動まで』新曜社.
小熊英二, 2002, 『「民主」と「愛国」——戦後日本のナショナリズムと公共性』新曜社.
小熊英二, 2004, 『市民と武装——アメリカ合衆国における戦争と銃規制』慶応大学出版会.

(あけど たかひろ、東京大学大学院、t-akedo@nifty.com)